

【福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修】 介護報酬等(2023年1月版)

※本チェックリストは、いわゆる赤本・青本・緑本等に掲載されている各種基準・告示・通知・QA・関連法令等を、通読できるかたちに再編集したものです(準用規定もあるため一部サービス名が異なっている場合があります)。
 ※ローカルルール等もありますが、ここに示す国が定めた基本を理解することが重要です。本チェックリストをきっかけに、原典にもあたって頂き、必要に応じて指定権者や保険者等に確認をするようにして下さい。

| 番号 | 理解 | 実施 | 法令の理解 | 備考 |
|------------|----|----|---|----|
| 報酬請求指導について | | | | |
| | | | <p>・加算報酬上の基準要件を一つでも満たしていない場合 ・解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合</p> <p>適切なサービスの実施となるよう是正指導の上、加算報酬上の基準要件等を満たしていない部分について自己点検の上、過誤調整により返還させる (遡及適用あり)</p> | |
| | | | <p>加算報酬上の基準要件を満たしていない場合及び解釈通知に即したサービス提供を実施されていない場合であって、当該報酬請求の内容が著しく悪質で不正な請求と認められる場合</p> <p>法第22条第3項に基づく返還金及び加算金(※4割)の徴収 (遡及適用あり)</p> | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

【通則等】 端数処理

算定上における端数処理について

①単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る。)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

この計算の後、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号)附則第12条に規定する単位数の計算を行う場合も、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乘せされる単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定する。

ただし、特別地域加算等の支給限度額管理対象外となる加算や事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者20人以上にサービスを行う場合の減算を算定する場合等については、対象となる単位数の合計に当該加減算の割合を乗じて、当該加減算の単位数を算定することとする。

(例1)訪問介護(身体介護中心 20分以上30分未満で250単位)

・夜間又は早朝にサービスを行う場合、所定単位数の25%を加算

$$250 \times 1.25 = 312.5 \rightarrow 313 \text{ 単位}$$

・この事業所が特定事業所加算(IV)を算定している場合、所定単位数の5%を加算

$$313 \times 1.05 = 328.65 \rightarrow 329 \text{ 単位}$$

* $250 \times 1.25 \times 1.05 = 328.125$ として四捨五入するのではない。

(例2)訪問介護(身体介護中心 30分以上1時間未満で396単位)

・月に6回サービスを行い、特別地域加算の対象となる場合、対象となる単位数の合計に15%を加算

$$396 \times 6 \text{ 回} = 2,376 \text{ 単位}$$

$$2,376 \times 0.15 = 356.4 \rightarrow 356 \text{ 単位}$$

② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については「切り捨て」とする。

(例)前記①の事例(例1)で、このサービスを月に8回提供した場合(地域区分は1級地)

$$329 \text{ 単位} \times 8 \text{ 回} = 2,632 \text{ 単位}$$

$$2,632 \text{ 単位} \times 11.40 \text{ 円} / \text{単位} = 30,004.80 \text{ 円} \rightarrow 30,004 \text{ 円}$$

なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードを基本として作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

| 【通則等】 他のサービスの利用 | | | |
|--------------------------------|--|--|--|
| | | 注5 特定施設入居者生活介護費(短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)又は認知症対応型共同生活介護費(短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護費(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費は、算定しない。 | |
| | | 福祉用具貸与費については、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であること。 | |
| | | 施設入所(入院)者の外泊時に介護保険の給付対象となる居宅サービスを受けられるか。 12.3.31事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A /c 外泊時であっても、利用者の生活の本拠は介護保険施設であり、居宅要介護高齢者と認められない(入所(入院)者である)ため、介護保険の給付対象となる居宅サービスを受けることはできない。(自己負担で受けることは可能である。) | |
| | | <外泊時の居宅サービス利用> 施設入所(入院)者が外泊した場合の居宅サービスの算定について 15.5.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A /13 介護保健施設及び医療機関の入所(入院)者が外泊時に利用した居宅サービスについては、外泊時費用の算定の有無にかかわらず、介護保険において算定できない。 | |
| 【通則等】「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について | | | |
| | | 「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について ① 加算の算定要件として「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について(平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知)に規定する「認知症高齢者の日常生活自立度」(以下「日常生活自立度」という。)を用いる場合の日常生活自立度の決定に当たっては、 <u>医師の判定結果又は主治医意見書(以下この号において「判定結果」という。)を用いるものとする。</u> | |
| | | ② ①の判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載するものとする。また、主治医意見書とは、「要介護認定等の実施について」(平成21年9月30日老発0930第5号厚生労働省老健局長通知)に基づき、主治医が記載した同通知中「3 主治医の意見の聴取」に規定する「主治医意見書」中「3. 心身の状態に関する意見 (1) 日常生活の自立度等について ・認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載をいうものとする。なお、複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いるものとする。 | |

| | | | | |
|----------------------------|--|--|--|--|
| | | | <p>③ 医師の判定が無い場合(主治医意見書を用いることについて同意が得られていない場合を含む。)にあつては、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4) 認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票(基本調査)」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。</p> | |
| | | | | |
| | | | | |
| <p>【通則等】 月途中の変更</p> | | | | |
| | | | <p><要介護状態区分月期途中で変更になった場合の請求></p> <p>月の途中で要介護状態区分が変更となった場合、例えば4月15日に区分変更申請を行い、要介護2から要介護3に変更となった場合、4月に提供している全てのサービスの報酬請求は要介護3として請求するのか。 12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2 / V 2</p> <p>報酬請求においては、当該サービスを提供した時点における要介護状態区分に応じた費用を算定するものであるため、上記の場合、14日までは「要介護2」に応じた単位数で請求し、15日からは「要介護3」に応じた単位数で請求するものとする。また、変更申請中における当該月の報酬請求については、要介護状態区分の結果が分かった後に行うこととなる。なお、4月分の訪問サービスの区分支給限度額については、重い方の要介護状態区分である「要介護3」の区分支給限度基準額の9割を適用することとなっている。 (参考)訪問サービス区分の支給限度額管理の期間については、要介護認定又は要支援認定の有効期間に係る日が属する月について、それぞれ当該月の初日から末日までの1ヶ月間とすることとなっており、月途中で要介護状態区分が変更となった場合、当該月にかかる訪問サービス区分支給限度額は、重い方の要介護状態区分に応じた支給限度基準額の9割の額を適用する。</p> | |
| | | | <p><要介護状態区分の変更></p> <p>要介護状態区分が月途中で変更になった場合の請求について 15.6.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.153 介護報酬に係るQ&A(vol.2) / 22</p> <p>例えば4月15日に区分変更申請を行い、要介護2から要介護3に変更となった場合、14日まで「要介護2」に応じた単位数で請求し、15日からは「要介護3」に応じた単位数で請求する。また、変更申請中における当該月の報酬請求については、要介護状態区分の結果が判明した後に行うことになる。なお、4月分の区分支給限度基準額については、重い方の要介護状態区分である「要介護3」の区分支給限度基準額を適用する。</p> | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p><福祉用具貸与> 月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について 15.6.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.153 介護報酬に係るQ&A(vol.2) /9</p> <p>福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、歴月単位の実勢価格としている。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規定に記載する必要がある。 なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。</p> | |
| | | <p><特別地域加算等></p> <p>月の途中において、転居等により中山間地域等かつ通常の実施地域内からそれ以外の地域(又はその逆)に居住地が変わった場合、実際に中山間地域等かつ通常の実施地域外に居住している期間のサービス提供分のみ加算の対象となるのか。あるいは、当該月の全てのサービス提供分が加算の対象となるのか。 21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1) /13</p> <p>該当期間のサービス提供分のみ加算の対象となる。 ※ 介護予防については、転居等により事業所を変更する場合にあっては日割り計算となることから、それに合わせて当該加算の算定を行うものとする。</p> | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 【福祉用具貸与費】基本報酬 | | | |
|---------------|--|---|--|
| | | <p>11 福祉用具貸与費(1月につき) 指定福祉用具貸与事業所(指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。)において、指定福祉用具貸与(指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)とする。ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。</p> | |
| | | <p>注5 特定施設入居者生活介護費(短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)又は認知症対応型共同生活介護費(短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護費(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。)若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費は、算定しない。</p> | |
| | | <p>老企第34号平成12年1月31日厚生省老人保健福祉局企画課長通知 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて、より</p> | |
| | | <p>第1 福祉用具 1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目</p> <p>(1) 車いす 貸与告示第1項に規定する「自走行標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>① 自走行標準型車いす 日本産業規格(JIS)T9201:2006のうち自走行標準形、自走行座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。 また、自走行スポーツ形及び自走行特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。</p> <p>② 普通型電動車いす 日本産業規格(JIS)T9203:2010のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。 なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあつては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。</p> <p>③ 介助用標準型車いす 日本産業規格(JIS)T9201:2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。 また、日本産業規格(JIS)T9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。</p> | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>(2) 車いす付属品 貸与告示第2項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。 なお、同項にいう「一体的に貸与されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。</p> <p>① クッション又はパッド 車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。</p> <p>② 電動補助装置 自走行標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であって、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。</p> <p>③ テーブル 車いすに装着して使用することが可能なものに限る。</p> <p>④ ブレーキ 車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。</p> | |
| | | <p><付属品を追加して貸与する場合></p> <p>車椅子やベッドを借りた後、身体の状態の変化等により必要がある場合には、付属品のみを追加して貸与を受けることも可能か。 12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2 / I (1)③2</p> <p>平成12年1月31日老企第34号通知の付属品の説明に記載されているとおり、既に利用者が車椅子や特殊寝台を介護保険の給付として貸与されている場合、後から追加的に貸与される場合も算定できる。</p> | |
| | | <p><付属品だけの貸与></p> <p>介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品だけの貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。 12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて</p> <p>既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品、特殊寝台付属品だけの貸与について保険給付を受けることは可能である。</p> | |
| | | <p>(3) 特殊寝台</p> <p>貸与告示第3項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限られる。</p> | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>(4) 特殊寝台付属品 貸与告示第4項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。 なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。</p> <p>① サイドレール 特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。</p> <p>② マットレス 特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。</p> <p>③ ベッド用手すり 特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。</p> <p>④ テーブル 特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。</p> <p>⑤ スライディングボード・スライディングマット 滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。</p> <p>⑥ 介助用ベルト 居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。ただし、購入告示第3項第7号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。</p> | |
| | | <p>(5) 床ずれ防止用具 貸与告示第5項に掲げる「床ずれ防止用具」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。</p> <p>② 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。</p> | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>(6) 体位変換器</p> <p>貸与告示第6項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。</p> | |
| | | <p><体位変換器></p> <p>福祉用具貸与の対象となる体位変換器について、「専ら体位を保持するためのものは除かれる」とあるが、これは、体位の保持にも用いることができ、かつ、身体の下に挿入することが容易にできるような工夫を施す等により、体位の変換が容易にできるようにするものを排除するものではないと解してよいか。</p> <p>14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A / V</p> <p>当該ただし書きは、まくら、座布団等、通常専ら就寝や安息のための用途に供されるものを除外する趣旨である。従って、使用法によっては体位の保持の機能を持つものであっても、身体の下への挿入が容易で、かつ、挿入後も形態が崩れないなど体位の変換に容易に活用できるものであれば、対象となる。</p> | |
| | | <p>老振発第0410001号平成21年4月10日より</p> <p>1 体位変換器</p> <p>「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」(平成11年3月31日厚生省告示第93号。以下「貸与告示」という。)第6項に掲げる「体位変換器」については、解釈通知において、仰臥位から側臥位への体位の変換を行うことができるもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、解釈通知の改正により、仰臥位から座位への体位の変換を行えるものを給付対象に含めることとしたものである。ただし、安全性の確保のため、転落等が予想されるベッド上での使用や、当該福祉用具が設計上想定しない場面での使用は行わない等の留意が必要である。</p> | |
| | | <p>(7) 手すり</p> <p>貸与告示第7項に掲げる「手すり」とは、次のいずれかに該当するものに限られる。</p> <p>なお、前記(4)の③に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事(ネジ等で居室に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。)を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第1号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。</p> <p>① 居室の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。</p> <p>② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。</p> | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>(8) スロープ 貸与告示第8項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したものと及び持ち運びが容易でないものは含まれない。</p> <p>なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第2号に掲げる「段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となることである。</p> | |
| | | <p>(9) 歩行器</p> <p>貸与告示第9項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体の状態等により異なるものでありその長さは問わない。</p> <p>なお、上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能(自動制御等の機能)が付加されたものであって、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。</p> | |
| | | <p>(10) 歩行補助つえ</p> <p>松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。</p> | |
| | | <p>(11) 認知症老人徘徊感知機器</p> <p>貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。</p> | |
| | | <p>老振発第0410001号平成21年4月10日より</p> <p>1 認知症老人徘徊感知機器</p> <p>貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」については、解釈通知において、「屋外へ出ようとした時又は屋内のある地点を通過したときに家族、隣人等へ通報するもの」を対象としているところであるが、今般、検討会での議論を踏まえ、「ベッドや布団等を離れた時に通報する」ものについても、「屋内のある地点を通過した時に」の解釈に含まれ、給付対象であることと整理したものである。</p> | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>(12) 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり(つり具の部分を除く。)、住宅の改修を伴うものは除かれる。</p> <p>① 床走行式 つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。</p> <p>② 固定式 居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。</p> <p>③ 据置式 床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの(エレベーター及び階段昇降機は除く。)</p> | |
| | | <p>老振発第0410001号平成21年4月10日より</p> <p>2 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」の床走行式については、解釈通知において、「床を移動し」としていたことから、水平方向、上下方向に移動するもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、解釈通知を「床又は階段等を移動し」と改正したことにより、階段等の斜め方向に移動できるもの(以下「階段移動用リフト」という。)を給付対象に含めることとしたものである。ただし、階段移動用リフトについては、転落等の事故の防止に留意しなければならないこと及び使用にあたっては主に利用者の家族、訪問介護員等(以下「利用者の家族等」という。)によって操作されることが想定されるため、利用者の家族等によって安全に使用されなければならないことから、階段移動用リフトを指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与等」という。)として提供する場合には、次に掲げる手続き等を経ること。</p> <p>(1) 指定福祉用具貸与等の提供を行おうとする福祉用具専門相談員が、階段移動用リフトの製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ、当該講習の課程を修了した旨の証明を受けていること。</p> <p>(2) 福祉用具専門相談員が、サービス担当者会議等を通じて、利用者の家族等に対し、利用者の家族等の心身の状況及びその置かれている環境に照らして、階段移動用リフトの適切な使用のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じていること。</p> <p>(3) 福祉用具専門相談員は、介護支援専門員又は担当職員(以下「介護支援専門員等」という。)が居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)に指定福祉用具貸与等として階段移動用リフトを位置付ける場合にあつては、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行い、専門的な見地から安全性に十分に配慮してその要否を判断し、責任をもって提供を行うこと。</p> <p>(4) 指定福祉用具貸与事業所等は、階段移動用リフトの見やすい場所に使用に当たっての留意事項等を掲示し、利用者の家族等に対し、安全性に関する情報の提供を行うこと。</p> <p>なお、車いすに装着等することにより一体的に使用するもので、車いす付属品として同様の機能を有するものについても、安全性の確保について同様に留意する必要がある。</p> | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>(13) 自動排泄処理装置 貸与告示第13項に掲げる「自動排泄処理装置」とは、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。</p> <p>交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。)及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。</p> | |
| | | <p>老振発第0617001号平成16年6月17日厚生労働省老健局振興課長通知 介護保険における福祉用具の選定の判断基準について より</p> | |
| | | <p>介護保険における福祉用具は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものです。</p> <p>福祉用具については、介護保険の施行後、要介護者等の日常生活を支える道具として急速に普及、定着していますが、その一方で、要介護者の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例が見受けられます。</p> <p>そこで、介護保険における福祉用具が要介護者等に適正に利用されるよう、介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合等における標準的な目安として「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」(以下「判断基準」という。)を別添のとおり作成しましたので、通知します。</p> | |
| | | <p>本判断基準は、介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合等に活用いただくことを念頭に作成したものでありますが、福祉用具については、その特性と利用者の心身の状況等とが適合した選定が重要であることから、自立支援の観点から適切な利用が進むよう、管下市町村及び介護支援専門員等に広く周知願うとともに、下記の事項に留意の上、介護支援専門員等に対して適切な指導方よろしくお願い致します。</p> <p>また、本判断基準は、介護支援専門員や福祉用具専門相談員等に対する福祉用具に関する専門的な研修等の場においても、積極的に活用いただきますよう、よろしくお願い致します。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添えます。</p> | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>1 福祉用具については、その特性と利用者の心身の状況等とが適合した選定が重要であることから、その活用に当たっては、利用者の心身の状況、福祉用具の特性、その者の置かれている環境等に留意して居宅サービス計画を作成すること。</p> <p>2 介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合は、本判断基準の活用を図るとともに、「使用が想定しにくい状態像」又は「使用が想定しにくい要介護度」に該当している場合、サービス担当者会議その他の機会を通じて、福祉用具に関わる専門職から、専門的な見地からの意見を求め、その妥当性について検討した上で、自立支援に資する居宅サービス計画の作成に努めること。</p> <p>3 現に福祉用具を使用しており、本判断基準の「使用が想定しにくい状態像」又は「使用が想定しにくい要介護度」に該当している利用者については、サービス担当者会議その他の機会を通じて、速やかにその妥当性について検討し、適宜居宅サービス計画の見直しを行うこと。</p> <p>4 福祉用具専門相談員をはじめ当該利用者に関わる福祉用具の専門職は、サービス担当者会議その他の機会を通じ、利用者の心身の状況、福祉用具の特性、その者の置かれている環境を十分に踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、介護支援専門員に対して専門的知識に基づき助言を行うこと。</p> <p>なお、厚生労働省では、福祉用具の特性と利用者の心身状況等とが適合した適正な福祉用具の選定が行われるよう、「介護保険福祉用具等データベースシステム」を開発し、(財)テクノイド協会のホームページで公開しているところである。福祉用具の選定に当たっては、本判断基準と併せて、同システムも積極的に活用されたい。</p> <p>(編集注)別途資料は本文書の最後に掲載した。なお、自治体のHPによると、本文書は、軽度者への福祉用具の例外給付の制度が開始する前のものになります、とのこと</p> | |
| | | <p>老振発0327第3号平成27年3月27日 厚生労働省老健局振興課長通知 複数の福祉用具を貸与する場合の運用について より</p> | |
| | | <p>第119回社会保障審議会介護給付費分科会による答申を受け、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。本取り扱いは、指定福祉用具貸与事業者や指定介護予防福祉用具貸与事業者が複数の福祉用具を貸与する場合に、指定福祉用具貸与事業者等の経営努力などの取り組みを柔軟に利用料に反映することで、適切な利用料によって利用者に対する福祉用具貸与がなされることを目的とするものである。</p> | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>1. 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方</p> <p>複数の福祉用具を貸与する場合とは、同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。そのため複数の捉え方については、例えば1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合、契約数に関わらず2つ以上の福祉用具を貸与する場合等、指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定することとなる。</p> | |
| | | <p>2. 減額の対象となる福祉用具の範囲</p> <p>減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者等が取り扱う福祉用具の一部又は全てを対象とすることができることとする。</p> <p>例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられる。</p> <p>①車いす付属品、②特殊寝台付属品、③床ずれ防止用具、④手すり、⑤スロープ、⑥歩行器</p> | |
| | | <p>3. 減額する際の利用料の設定方法</p> <p>指定福祉用具貸与事業者等は、既に届け出ている福祉用具の利用料(以下、「単品利用料」という。)に加えて、減額の対象とする場合の利用料(以下、「減額利用料」という。)を設定することとする。また、1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能である。</p> <p>従って、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等は、予め事業所内のシステム等において1つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要がある。</p> <p>なお、特定の福祉用具を複数組み合わせたもの、いわゆるセットを定めることは認めないこととし、利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう、個々の福祉用具に減額利用料を設定することとする。</p> | |
| | | <p>4. 減額の規定の整備</p> <p>「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)(以下、「指定基準」という。)等に規定するとおり運営規定等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がある。</p> <p>指定基準等により、指定福祉用具貸与事業者等は利用料等の運営規定を定めることとされていることから、本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等においては、減額利用料に関する規定を定め、各指定権者において規定する事業者の指定に関する要領等に則った手続きが必要となる。</p> | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>5. 減額利用料の算定等</p> <p>月の途中において、本取り扱いが適用される場合、或いは適用されなくなる場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A(vol.2)」(平成15年6月30日事務連絡)でお示ししている「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取り扱いに準じることとする。</p> | |
| | | <p>6. 利用者への説明</p> <p>本運用を適用する場合、或いは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には、指定福祉用具貸与事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ること。</p> | |
| | | <p>7. 居宅介護支援事業所等への連絡</p> <p>本取り扱いに関する運用を含め、指定福祉用具貸与事業者等が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、関係事業所が必要な情報を共有すること。</p> | |
| | | <p>8. その他留意事項</p> <p>減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定いただくようご留意願いたい。</p> | |
| | | <p>老高発0322第1号平成30年3月22日 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について より</p> | |
| | | <p>1 基準の性格</p> <p>基準においては、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額(以下「貸与価格の上限」という。)を超えないこととしている。これを超えて福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定しない。</p> <p>2 運用に当たっての留意事項</p> <p>(1)商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定(以下「上限設定等」という。)については、平成30年10月から適用する。なお、新商品については、3月に1度の頻度で上限設定等を行う。</p> <p>(2)上限設定等については、3年に1度の頻度で見直しを行う。ただし、見直しを行うとき、上限設定等から経過した期間が1年未満の新商品については見直しを行わず、次に見直しを行う年度に見直すこととする。</p> <p>(3)上限設定等を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数となったことがある商品について適用する。</p> <p>(4)(1)から(3)までについては、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。</p> | |

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | | | <p>事務連絡平成30年7月13日 厚生労働省老健局高齢者支援課通知 福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について より</p> | |
| | | | <p>1 商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の掲載先について</p> <p>商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、厚生労働省のホームページに掲載していますので、以下を御参照いただきますようお願いいたします(貸与件数が月平均100件未満の商品は除く。)</p> <p>○掲載先(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html ※ 本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml></p> | |
| | | | <p>2 平成30年10月以降の留意事項について</p> <p>(1)福祉用具専門相談員による全国平均貸与価格の説明について</p> <p>平成30年10月以降、福祉用具専門相談員においては、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明することとなります。 利用者への説明に当たっては、上記1により公表された全国平均貸与価格を御活用いただきますようお願いいたします。</p> <p>(2)介護給付費請求について</p> <p>平成30年10月の貸与分以降、福祉用具貸与事業者においては、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定されないため、御留意いただきますようお願いいたします。 なお、貸与価格の上限が設定された商品について、今後、商品コードに変更が生じることもあり得ますが(例えば、福祉用具届出コードを有する商品がTAISコードを取得する等)、商品コードの変更後においても、当該商品の上限は適用されますので、御留意いただきますようお願いいたします。</p> <p>(注)商品コードの記載に係る留意事項等については、「平成30年度以降の福祉用具貸与に係る商品コードの付与・公表について」(平成30年4月17日事務連絡)の「3 商品コードの介護給付費明細書への記載について」を御参照いただきますようお願いいたします。</p> | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| 【福祉用具貸与費】 要介護1の場合 | | | |
|-------------------|--|--|--|
| | | | <p>注4 要介護状態区分が要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成11年厚生省告示第93号)第1項に規定する車いす、同告示第2項に規定する車いす付属品、同告示第3項に規定する特殊寝台、同告示第4項に規定する特殊寝台付属品、同告示第5項に規定する床ずれ防止用具、同告示第6項に規定する体位変換器、同告示第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び同告示第12項に規定する移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。また、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者に対して、同告示第13項に規定する自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)に係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。</p> |
| | | <p>厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目</p> <p>三十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注4の厚生労働大臣が定める者</p> <p>イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者</p> <p>(1) 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者</p> <p>(一) 日常的に歩行が困難な者</p> <p>(二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者</p> <p>(2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者</p> <p>(一) 日常的に起きあがり困難な者</p> <p>(二) 日常的に寝返りが困難な者</p> <p>(3) 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者</p> <p>(4) 認知症老人徘徊(はい)徊(かい)感知機器 次のいずれにも該当する者</p> <p>(一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者</p> <p>(二) 移動において全介助を必要としない者</p> <p>(5) 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 次のいずれかに該当する者</p> <p>(一) 日常的に立ち上がりが困難な者</p> <p>(二) 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者</p> <p>(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者</p> <p>(6) 自動排泄(せつ)処理装置 次のいずれにも該当する者</p> <p>(一) 排便において全介助を必要とする者</p> <p>(二) 移乗において全介助を必要とする者</p> | |

(2) 要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」及び「自動排泄処理装置」(以下「対象外種目」という。)に対しては、原則として算定できない。また、「自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)」については、要介護1の者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として算定できない。しかしながら利用者等告示第31号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者(要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう。以下(2)において同じ。)であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成11年厚生省告示第91号)別表第1の調査票のうち基本調査の直近の結果(以下単に「基本調査の結果」という。)を用い、その要否を判断するものとする。

イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでも i) ~ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i) ~ iii) の状態であると判断される場合もありうる。

| | | | |
|-----------------------------|--|---|--|
| | | <p>② 基本調査結果による判断の方法</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。</p> <p>ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第1の認定調査票について必要な部分(実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分)の写し(以下「調査票の写し」という。)の内容が確認できる文書を入手することによること。</p> <p>イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。</p> | |
| | | | |
| <p>【福祉用具貸与費】 交通費の加算の取扱い</p> | | | |
| | | <p>(1) 事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱いは、以下のとおりである。</p> <p>① 交通費の算出方法について</p> <p>注1から注3までに規定する「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法(航空賃等に階級がある場合は、最も安価な階級)による交通費とすることを基本として、実費(空路で運搬又は移動する場合には航空賃、水路で運搬又は移動する場合には船賃、陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代(運送業者を利用して運搬した場合はその利用料))を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。</p> | |
| | | <p>② 交通費の価格体系の設定等について</p> <p>指定福祉用具貸与事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し、運営規程に記載しておくものとする。なお、指定福祉用具貸与事業者は、運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類(領収書等)を保管し、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録として保存するものとする。</p> | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>③ 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定福祉用具貸与事業所が複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について</p> <p>複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の100分の100に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該100分の100に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。</p> | |
| | | <p>④ 注2に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定福祉用具貸与事業所が複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について</p> <p>複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の3分の2に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該3分の2に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。</p> <p>なお、実利用者数とは前年度(3月を除く。)の1月当たりの平均実利用者数をいうものとし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、直近の3月における1月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となるものであること。平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。また、当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。</p> | |
| | | <p>⑤ 注3に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について</p> <p>複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の3分の1に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該3分の1に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。なお、当該加算を算定する利用者については、指定居宅サービス基準第197条第3項第1号に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</p> | |
| | | | |

| 【加算】 特別地域福祉用具貸与加算 | | | |
|-------------------|--|---------------------|---|
| | | | <p>注1 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者(指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。)の通常の事業の実施地域(指定居宅サービス基準第200条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。)において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費(当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したものをいう。以下同じ。)に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。</p> |
| | | <p>厚生労働大臣が定める地域</p> | <p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注11、訪問入浴介護費の注5、訪問看護費の注7、訪問リハビリテーション費の注3、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注3、ロ(1)から(3)までの注2、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)及び(2)の注2並びにホ(1)から(3)までの注2並びに福祉用具貸与費の注1、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注1、注2及び注4、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注5、夜間対応型訪問介護費の注4、小規模多機能型居宅介護費の注7及び複合型サービス費の注6、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注5、介護予防訪問看護費の注6、介護予防訪問リハビリテーション費の注3、介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注3、ロ(1)から(3)までの注2、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)及び(2)の注2並びにホ(1)から(3)までの注2並びに介護予防福祉用具貸与費の注1、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十八号)別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費の注7並びに介護保険法施行規則第四百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和三年厚生労働省告示第七十二号)別表単位数表の訪問型サービス費の注4の厚生労働大臣が別に定める地域</p> |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域</p> <p>二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島</p> <p>三 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村</p> <p>四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島</p> <p>五 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島</p> <p>六 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス及び同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス並びに同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援及び同法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援並びに同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス及び同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であつて、厚生労働大臣が別に定めるもの</p> | |
| | | <p>① 交通費の算出方法について 注1から注3までに規定する「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法(航空賃等に階級がある場合は、最も安価な階級)による交通費とすることを基本として、実費(空路で運搬又は移動する場合には航空賃、水路で運搬又は移動する場合には船賃、陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代(運送業者を利用して運搬した場合はその利用料))を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。</p> | |
| | | <p>③ 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定福祉用具貸与事業所が複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について</p> <p>複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の100分の100に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該100分の100に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。</p> | |

| | | | |
|---------------------------------------|--|--|--|
| | | <p><特別地域加算> 特別地域加算を意識的に請求しないことは可能か。 15.5.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A /17</p> <p>加算の届出を行っている場合において、利用者負担の軽減を図る趣旨であれば、加算を請求しないということにより対応するのではなく、介護給付費の割引率を都道府県に登録することが原則である。 ただし、利用者の居宅が特別地域外に所在するなど特別な事情がある場合には、利用者負担の軽減を図るために、当該利用者について特別地域加算を意識的に請求しないことはできる。</p> | |
| | | <p><特別地域加算等> 特別地域加算(15%)と中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算(5%)、又は、中山間地域等における小規模事業所加算(10%)と中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算(5%)を同時に算定することは可能か。 21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1) /11</p> <p>特別地域加算対象地域又は中山間地域等における小規模事業所加算対象地域にある事業所が通常の実施地域を越えて別の中山間地域等に居住する利用者にサービスを提供する場合には、算定可能である。</p> | |
| | | <p><特別地域加算等> 月の途中において、転居等により中山間地域等かつ通常の実施地域内からそれ以外の地域(又はその逆)に居住地が変わった場合、実際に中山間地域等かつ通常の実施地域外に居住している期間のサービス提供分のみ加算の対象となるのか。あるいは、当該月の全てのサービス提供分が加算の対象となるのか。 21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1) /13</p> <p>該当期間のサービス提供分のみ加算の対象となる。 ※ 介護予防については、転居等により事業所を変更する場合には日割り計算となることから、それに合わせて当該加算の算定を行うものとする。</p> | |
| <p>【加算】 中山間地域等における小規模事業所加算</p> | | | |
| | | <p>注2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定福祉用具貸与事業所の場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算する。</p> | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>二十五 指定福祉用具貸与における指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注2に係る施設基準</p> <p>一月当たり実利用者数が十五人以下の指定福祉用具貸与事業所(指定居宅サービス等基準第九十四条第一項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。)であること。</p> | |
| | | <p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表(以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。)の訪問介護費の注12、訪問入浴介護費の注6、訪問看護費の注8、訪問リハビリテーション費の注4、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(3)までの注3並びに福祉用具貸与費の注2、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生労働省告示第二十号)別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表(以下「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」という。)の居宅介護支援費の注1、注2及び注5、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号)別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。)の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注7、夜間対応型訪問介護費の注5、小規模多機能型居宅介護費の注8及び複合型サービス費の注7、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問入浴介護費の注6、介護予防訪問看護費の注7、介護予防訪問リハビリテーション費の注4、介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注5、ニ(1)及び(2)の注3並びにホ(1)から(3)までの注3並びに介護予防福祉用具貸与費の注2、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号)別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防小規模多機能型居宅介護費の注8並びに介護保険法施行規則第四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和三年厚生労働省告示第七十二号)別表単位数表の訪問型サービス費の注5の厚生労働大臣が別に定める地域</p> <p>厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成二十七年厚生労働省告示第九十三号)第二号のその他の地域であって、次のいずれかに該当する地域のうち厚生労働大臣が定める地域(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十号)に規定する地域を除いた地域</p> <p>イ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯</p> <p>ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地</p> <p>ハ 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域</p> <p>ニ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域</p> <p>ホ 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域</p> | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>① 交通費の算出方法について</p> <p>注1から注3までに規定する「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法(航空賃等に階級がある場合は、最も安価な階級)による交通費とすることを基本として、実費(空路で運搬又は移動する場合には航空賃、水路で運搬又は移動する場合には船賃、陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代(運送業者を利用して運搬した場合はその利用料))を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。</p> | |
| | | <p>④ 注2に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定福祉用具貸与事業所が複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について</p> <p>複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の3分の2に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該3分の2に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。</p> <p>なお、実利用者数とは前年度(3月を除く。)の1月当たりの平均実利用者数をいうものとし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、直近の3月における1月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。また、当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。</p> | |
| | | <p>5 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い</p> <p>事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。</p> | |
| | | <p><特別地域加算等></p> <p>特別地域加算(15%)と中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算(5%)、又は、中山間地域等における小規模事業所加算(10%)と中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算(5%)を同時に算定することは可能か。</p> <p>21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1) / 11</p> <p>特別地域加算対象地域又は中山間地域等における小規模事業所加算対象地域にある事業所が通常のサービス実施地域を越えて別の中山間地域等に居住する利用者にサービスを提供する場合にあっては、算定可能である。</p> | |

| 【加算】中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | | |
|----------------------------|--|---|
| | | <p>注3 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算する。</p> |
| | | <p>指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注13、訪問入浴介護費の注7、訪問看護費の注9、訪問リハビリテーション費の注5、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)から(3)までの注4、ハ(1)及び(2)の注6、ニ(1)及び(2)の注4並びにホ(1)から(3)までの注4、通所介護費の注7、通所リハビリテーション費の注6並びに福祉用具貸与費の注3、指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注6、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注8、夜間対応型訪問介護費の注6、認知症対応型通所介護費の注5、小規模多機能型居宅介護費の注9、複合型サービス費の注8及び地域密着型通所介護費の注9、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注7、介護予防訪問看護費の注8、介護予防訪問リハビリテーション費の注5、介護予防居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注5、ロ(1)から(3)までの注4、ハ(1)及び(2)の注6、ニ(1)及び(2)の注4並びにホ(1)から(3)までの注4、介護予防通所リハビリテーション費の注2、介護予防福祉用具貸与費の注3、指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注5及び介護予防小規模多機能型居宅介護費の注9並びに介護保険法施行規則第四百四十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準別表単位数表の訪問型サービス費の注6及び通所型サービス費の注2の厚生労働大臣が別に定める地域 次のいずれかに該当する地域 イ 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ロ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島 ハ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第一項に規定する豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯 ニ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ホ 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村 ヘ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島 ト 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 チ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域 リ 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域 ヌ 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>① 交通費の算出方法について</p> <p>注1から注3までに規定する「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法(航空賃等に階級がある場合は、最も安価な階級)による交通費とすることを基本として、実費(空路で運搬又は移動する場合には航空賃、水路で運搬又は移動する場合には船賃、陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代(運送業者を利用して運搬した場合はその利用料))を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。</p> | |
| | | <p>⑤ 注3に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について</p> <p>複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の3分の1に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該3分の1に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。なお、当該加算を算定する利用者については、指定居宅サービス基準第197条第3項第1号に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</p> | |
| | | <p><特別地域加算等></p> <p>特別地域加算(15%)と中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算(5%)、又は、中山間地域等における小規模事業所加算(10%)と中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算(5%)を同時に算定することは可能か。</p> <p>21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1) / 11</p> <p>特別地域加算対象地域又は中山間地域等における小規模事業所加算対象地域にある事業所が通常の実施地域を越えて別の中山間地域等に居住する利用者にサービスを提供する場合にあっては、算定可能である。</p> | |
| | | <p><特別地域加算等></p> <p>月の途中において、転居等により中山間地域等かつ通常の実施地域内からそれ以外の地域(又はその逆)に居住地が変わった場合、実際に中山間地域等かつ通常の実施地域外に居住している期間のサービス提供分のみ加算の対象となるのか。あるいは、当該月の全てのサービス提供分が加算の対象となるのか。</p> <p>21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1) / 13</p> <p>該当期間のサービス提供分のみ加算の対象となる。 ※ 介護予防については、転居等により事業所を変更する場合にあっては日割り計算となることから、それに合わせて当該加算の算定を行うものとする。</p> | |
| | | | |

特定福祉用具販売

○厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

[平成十一年三月三十一日号外厚生省告示第九十四号]

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十四条第一項[平成一七年六月法律七七号により委任規定削除]の規定に基づき、厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

1 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- 二 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- 三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- 四 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)

2 自動排泄せつ処理装置の交換可能部品

3 排泄せつ予測支援機器

膀胱う胱こう内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの

4 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 入浴用椅子
 - 二 浴槽用手すり
 - 三 浴槽内椅子
 - 四 入浴台
- 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの
- 五 浴室内すのこ
 - 六 浴槽内すのこ
 - 七 入浴用介助ベルト

5 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

6 移動用リフトのつり具の部分

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>老企第34号平成12年1月31日厚生省老人保健福祉局企画課長通知 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて、より</p> | |
| | | <p>2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目</p> <p>(1) 腰掛便座 次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。)</p> <p>② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。</p> <p>③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。</p> <p>④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。)</p> <p>但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。</p> | |
| | | <p>(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品</p> <p>自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。</p> <p>専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。</p> | |
| | | <p>(3) 排泄予測支援機器</p> <p>購入告示第3項に規定する「排泄予測支援機器」は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。</p> | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>(4) 入浴補助用具 購入告示第4項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>① 入浴用いす 座面の高さが概ね35センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。</p> <p>② 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。</p> <p>③ 浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるものに限る。</p> <p>④ 入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。</p> <p>⑤ 浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。</p> <p>⑥ 浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。</p> <p>⑦ 入浴用介助ベルト 居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。</p> | |
| | | <p>老振発第0410001号平成21年4月10日より</p> <p>4 入浴補助用具</p> <p>販売告示第3項に掲げる「入浴補助用具」については、入浴に際しての補助を行えるものを対象としているところであるが、今般、身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができる入浴用介助ベルトについても給付対象に含めることとしたものである。</p> | |
| | | <p>(5) 簡易浴槽</p> <p>購入告示第5項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。</p> | |
| | | <p>(6) 移動用リフトのつり具の部分 身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。</p> | |

| | | | | |
|------|--|--|--|--|
| | | | <p>3 複合的機能を有する福祉用具について2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。</p> <p>① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。</p> <p>② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。</p> <p>③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。</p> <p>但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。</p> | |
| | | | | |
| 住宅改修 | | | | |
| | | | <p>○厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類</p> <p>[平成十一年三月三十一日号外厚生省告示第九十五号] 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十五条第一項の規定に基づき、厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類</p> <p>介護保険法第四十五条第一項に規定する厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類は、一種類とし、次に掲げる住宅改修がこれに含まれるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 手すりの取付け 二 段差の解消 三 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 四 引き戸等への扉の取替え 五 洋式便器等への便器の取替え 六 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 | |
| | | | <p>老企第34号平成12年1月31日厚生省老人保健福祉局企画課長通知 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて、より</p> | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>第2 住宅改修 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類</p> <p>(1) 手すりの取付け 住宅改修告示第1号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。 なお、貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。</p> | |
| | | <p>(2) 段差の解消</p> <p>住宅改修告示第2号に掲げる「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。</p> <p>ただし、貸与告示第8項に掲げる「スロープ」又は購入告示第3項第5号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。</p> <p>また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。</p> | |
| | | <p>(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <p>住宅改修告示第3号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。</p> | |
| | | <p>(4) 引き戸等への扉の取替え</p> <p>住宅改修告示第4号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。</p> <p>ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。</p> | |
| | | <p>老振発第0410001号平成21年4月10日より</p> <p>2 引き戸等への扉の取替え</p> <p>「厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」(平成11年3月31日厚生省告示第95号)第4号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」については、従来、扉位置の変更等を含め扉の取替えとしてきたところであるが、検討会での議論を踏まえ、引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合もあることから、その場合に限り「引き戸等の新設」は「引き戸等への扉の取替え」に含まれ、給付対象であることと整理したものである。</p> | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>(5) 洋式便器等への便器の取替え</p> <p>住宅改修告示第5号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。</p> <p>ただし、購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。</p> <p>また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。</p> | |
| | | <p>(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 その他住宅改修告示第1号から第5号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。</p> <p>① 手すりの取付け 手すりの取付けのための壁の下地補強</p> <p>② 段差の解消 浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置</p> <p>③ 床又は通路面の材料の変更 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備</p> <p>④ 扉の取替え 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事</p> <p>⑤ 便器の取替え 便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更</p> | |

| | | <p>老企第42号平成12年3月8日厚生省老人保健福祉局企画課長通知 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について より</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|--|---------------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--------------|------|--|--|
| | | <p>1 住宅改修費の支給限度額 (1) 支給限度基準額</p> <p>住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なものとしたところであり、これらに通常要する費用を勘案して、基準額告示において、居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額を20万円としたところである。</p> <p>このため、20万円までの住宅改修を行うことが可能であり、20万円の住宅改修を行った場合、通常、保険給付の額は18万円(法第49条の2第1項又は第59条の2第1項の規定が適用される場合にあっては16万円、法第49条の2第2項又は第59条の2第2項の規定が適用される場合にあっては14万円)となるものである。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>(2) 支給限度額管理</p> <p>① 支給限度額と要介護状態区分等との関係</p> <p>基準額告示においては、居宅介護住宅改修費支給限度基準額は要介護状態区分にかかわらず定額(20万円)とし、介護予防住宅改修費支給限度基準額も同額としたところである。また、施行規則第76条第1項及び第95条の規定により、居宅介護住宅改修費の支給と介護予防住宅改修費の支給は、同一の支給限度額で統一的に管理される。すなわち、要介護状態区分が変更された場合、要介護者が要支援者になった場合又は要支援者が要介護者になった場合であっても、それをもって支給限度額に変更があるわけではなく、支給限度額は、以前に支給された住宅改修費の額を支給限度基準額(20万円)から控除した額となる。</p> <p>また、平成18年4月1日前に居宅支援住宅改修費が支給されている場合には、その支給額は「以前に支給された住宅改修費の額」に算入され、支給限度額は、支給限度基準額(20万円)からこれを控除した額となる。</p> <p>ただし、施行規則第76条第2項の規定及び特例告示により、過去において最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して介護の必要の程度が著しく高い要介護認定を受けている状態(次に掲げる要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合)で行った住宅改修について、初めて住宅改修費の支給を受ける場合には、それ以前に支給された住宅改修費の額にかかわらず、改めて支給限度基準額(20万円)までの住宅改修費の支給を受けることが可能となる。なお、この取扱いは1回に限られる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>「介護の必要の程度」の段階</th> <th>要介護等状態区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第六段階</td> <td>要介護5</td> </tr> <tr> <td>第五段階</td> <td>要介護4</td> </tr> <tr> <td>第四段階</td> <td>要介護3</td> </tr> <tr> <td>第三段階</td> <td>要介護2</td> </tr> <tr> <td>第二段階</td> <td>要支援2 又は 要介護1</td> </tr> <tr> <td>第一段階</td> <td>要支援1 又は 経過的要介護(平成18年4月1日以降) 要支援(平成18年4月1日前)</td> </tr> </tbody> </table> | 「介護の必要の程度」の段階 | 要介護等状態区分 | 第六段階 | 要介護5 | 第五段階 | 要介護4 | 第四段階 | 要介護3 | 第三段階 | 要介護2 | 第二段階 | 要支援2 又は 要介護1 | 第一段階 | 要支援1 又は 経過的要介護(平成18年4月1日以降) 要支援(平成18年4月1日前) | |
| 「介護の必要の程度」の段階 | 要介護等状態区分 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第六段階 | 要介護5 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第五段階 | 要介護4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第四段階 | 要介護3 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三段階 | 要介護2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第二段階 | 要支援2 又は 要介護1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第一段階 | 要支援1 又は 経過的要介護(平成18年4月1日以降) 要支援(平成18年4月1日前) | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|--|------|---|------|--|---|------|--|---|------|------|---|------|--|---|------|--|---|------|------|---|------|--|---|------|--------|---|------|--|---|------|--|---|------|------|---|------|--|---|------|------|---|------|--|
| | | <p>(別紙1)住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取扱いに関する解説</p> <p>(1) 要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>例外1</p> <p>初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として次表に定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、再度、20万円まで支給可能(以下「3段階リセットの例外」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、要支援1から要介護2となった場合、要介護等状態区分は3段階上がるものの、「介護の必要の程度」の段階は2段階しか上がっておらず、3段階リセットの例外は適用されない。 ・「介護の必要の程度」の段階は3段階以上上がっても自動的に3段階リセットの例外が適用されるのではなく、その時点で住宅改修を行わない場合は適用されない。 ・3段階リセットの例外が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度額は20万円となり、支給限度額管理もリセット後のみで行われる。 ・3段階リセットの例外は一の被保険者につき1回しか適用されない。 ・ただし転居した場合(例外2参照)は、転居後の住宅改修に着目し3段階リセットの例外が適用される。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>初めて住宅改修に着工した日の要介護等状態区分を基準として、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合(次の14通り)は再度20万円まで住宅改修費が支給可能となる。</p> <table border="1" data-bbox="327 1355 782 1915"> <tr> <td>旧要支援</td> <td>→</td> <td>要介護3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td>要介護4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td>要介護5</td> </tr> <tr> <td>要支援1</td> <td>→</td> <td>要介護3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td>要介護4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td>要介護5</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>→</td> <td>要介護4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td>要介護5</td> </tr> <tr> <td>経過的要介護</td> <td>→</td> <td>要介護3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td>要介護4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td>要介護5</td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td>→</td> <td>要介護4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>→</td> <td>要介護5</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>→</td> <td>要介護5</td> </tr> </table> | 旧要支援 | → | 要介護3 | | → | 要介護4 | | → | 要介護5 | 要支援1 | → | 要介護3 | | → | 要介護4 | | → | 要介護5 | 要支援2 | → | 要介護4 | | → | 要介護5 | 経過的要介護 | → | 要介護3 | | → | 要介護4 | | → | 要介護5 | 要介護1 | → | 要介護4 | | → | 要介護5 | 要介護2 | → | 要介護5 | |
| 旧要支援 | → | 要介護3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | → | 要介護4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | → | 要介護5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要支援1 | → | 要介護3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | → | 要介護4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | → | 要介護5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要支援2 | → | 要介護4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | → | 要介護5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経過的要介護 | → | 要介護3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | → | 要介護4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | → | 要介護5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要介護1 | → | 要介護4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | → | 要介護5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要介護2 | → | 要介護5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>ただし、この3段階以上というのは、着工日の要介護等状態区分を比較するものであり、その他の要介護等状態区分の履歴は関係ないことに留意されたい。</p> <p>したがって、①初めて認定された要介護等状態区分、例えば、要支援1と認定されたもののその時点では住宅改修を行わず、要介護1となってから初めて住宅改修を行った場合は、要介護1を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に再度20万円まで支給が可能となる。</p> <p>住宅改修以前に認定されていた状態区分 はじめて住宅改修に着工する日の状態区分 再度住宅改修に着工する日の状態区分</p> <p>20万円まで利用 ×利用不可 ○再度20万円まで利用</p> <p>① 要支援1 (第一段階) → 要介護1 (第二段階) → 要介護3 (第四段階) → 要介護4 (第五段階)</p> | |
| | <p>一方、②要支援2のときに初めて住宅改修に着工し、その後要介護4の認定を受けたもののこの時点では再度の住宅改修を行わず、後に要介護3と変更された場合には、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上という要件を満たしていないため3段階リセットの例外は適用されない。この場合、再び要介護4又は要介護5の認定がなされれば、再度20万円まで支給が可能となる。</p> <p>はじめて住宅改修に着工する日の状態区分 再度住宅改修に着工する日の状態区分</p> <p>20万円まで利用 (住宅改修着工せず) ×利用不可 ○再度20万円まで利用</p> <p>② 要支援2 (第二段階) → 要介護4 (第五段階) → 要介護3 (第四段階) → 要介護4 (第五段階)</p> | |
| | <p>さらに、③要介護1の時に初めて住宅改修に着工し10万円の住宅改修費の支給を受け、その後要介護3の時点でも10万円の住宅改修費の支給を受けた場合であっても、要介護4となった場合、初めて住宅改修を行った要介護1を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階上がっているため、再度20万円までの支給が可能となるが、逆に④要介護3の時に初めて住宅改修に着工し10万円の住宅改修費の支給を受け、その後要介護1の時点で10万円の住宅改修費の支給を受けた場合は、初めて住宅改修を行った要介護3が基準となるので、要介護4となった場合でも再度の住宅改修費の支給はできないこととなる。</p> <p>はじめて住宅改修に着工する日の状態区分 追加の住宅改修 再度住宅改修に着工する日の状態区分</p> <p>10万円まで利用 残りの10万円を利用 ○再度20万円まで利用</p> <p>③ 要介護1 (第二段階) → 要介護3 (第四段階) → 要介護4 (第五段階)</p> <p>はじめて住宅改修に着工する日の状態区分 追加の住宅改修 ×利用不可</p> <p>10万円まで利用 残りの10万円を利用 ×利用不可</p> <p>④ 要介護3 (第四段階) → 要介護1 (第二段階) → 要介護4 (第五段階)</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>また、以前の住宅改修で20万円まで支給を受けておらず支給可能残額があっても、支給可能残額はリセットされ、再度の住宅改修の支給限度額は20万円となる。したがって、⑤要介護1の時に12万円の支給を受け、その後要介護4で住宅改修を行った場合は、支給可能残額の8万円はリセットされることとなり、20万円が支給限度額となる。</p> <p>はじめて住宅改修に着工する日の状態区分 12万円まで利用</p> <p>⑤ 要介護1 (第二段階)</p> | <p>再度住宅改修に着工する日の状態区分 20万円まで利用可能 (これまでの支給可能残額8万円はリセット)</p> <p>要介護4 (第五段階)</p> |
| | <p>ひとたび3段階リセットの例外が適用されると、その後の要介護等状態区分の変化にかかわらずリセット後で支給限度額管理がなされる。⑥要介護1の時に12万円の住宅改修を行い、その後要介護4で15万円の再度の住宅改修を行った場合、さらにその後要介護3となっても支給限度額管理はリセット後で行われるため5万円までの住宅改修費の支給が可能となる。なお、要介護1のときの支給可能残額8万円はすでにリセットされており、復活することはない。</p> <p>はじめて住宅改修に着工する日の状態区分 12万円まで利用</p> <p>再度住宅改修に着工する日の状態区分 15万円まで利用 (これまでの支給可能残額8万円はリセット)</p> <p>⑥ 要介護1 (第二段階) → 要介護4 (第五段階) → 要介護3 (第四段階)</p> | <p>5万円まで利用可能</p> |
| | <p>3段階リセットの例外は、一の被保険者につき1回限りであり、⑦再び「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がっても適用されない。</p> <p>はじめて住宅改修に着工する日の状態区分 20万円まで利用</p> <p>再度住宅改修に着工する日の状態区分</p> <p>⑦ 要支援1 (第一段階) → 要介護3 (第四段階) → 要介護2 (第三段階) → 要介護5 (第六段階)</p> | <p>20万円まで利用 ×利用不可</p> |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | <p>② 転居した場合の支給限度額管理</p> <p>支給限度額管理は、施行規則第76条第1項及び第95条の規定により、現に居住している住宅に係る住宅改修費のみを対象として行うこととしており、当該住宅以外の住宅について支給された住宅改修費については、支給限度額管理の対象とはならない。よって、転居した場合には改めて支給限度基準額までの住宅改修費の支給を受けることが可能となる。</p> <p>(注)これらの具体的取扱いについて別紙1として解説を作成したので活用されたい。</p> | |
| | | <p>(別紙1)住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取扱いに関する解説 (2) 転居した場合</p> | |
| | | <p>例外2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能(以下「転居リセットの例外」という。) ・3段階リセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用 (転居リセットの例外が優先) ・転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復活 | |
| | | <p>転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況のいかんにかかわらず、転居後の住宅について20万円まで住宅改修費の支給が可能となる。また、⑧3段階リセットの例外も転居後の住居について初めて住宅改修に着手する日の要介護等状態区分を基準とする。</p> | |
| | | | |
| | | | |

老振発第0617001号平成16年6月17日厚生労働省老健局振興課長通知
介護保険における福祉用具の選定の判断基準について 別途資料

※なお、自治体のHPIによると、本文書は、軽度者への福祉用具の例外給付の制度が開始する前のものになります、とのこと

別 添

介護保険における福祉用具の選定の判断基準

は し が き

介護保険における福祉用具は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものである。

介護保険の福祉用具の利用状況をみると、要介護者等の日常生活を支える道具として急速に普及、定着しているが、その一方で、要介護度の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例も見受けられる。

そこで、福祉用具が要介護者等に適正に選定されるために、作業療法士・理学療法士等によって作成された福祉用具の事例精査基準(案)を基に、4,500余りの利用事例によって検証、精査し、使用が想定しにくい福祉用具を示した「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を作成したところである。

本基準の基本的な構成は、個々の福祉用具毎に福祉用具の特性、利用者の状態から判断して、明らかに「使用が想定しにくい状態像」及び「使用が想定しにくい要介護度」を示したものとなっている。

本基準における状態像は、要介護認定における認定調査項目及び利用者の心身の状況により選択された選択肢別に整理した。

なお、認定調査項目の「問題行動」という記載は、本基準においては「認知症の周辺症状」とした。

また、本基準で示しているのは、福祉用具の選定を行う場合の標準的な目安(ガイドライン)であって、本基準に示す福祉用具の使用が想定しにくいとされる場合であっても、個別の利用者の生活環境や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合には、本基準を活用していただきたいが、併せて(財)テクノエイド協会のホームページで公開されている介護保険福祉用具等のデータベースシステム(介護保険対象福祉用具等詳細情報)を活用し、福祉用具の利用事例や商品情報および解説を参照するなど、福祉用具の特性と利用者の心身状況とが適合した、適正な福祉用具の選定に役立てていただきたい。

なお、本基準は、福祉用具の事例精査基準(案)作成時に収集された利用事例に含まれる範囲の福祉用具の判断基準にとどまっており、現段階においては、介護保険における福祉用具全般を網羅したものとはなっていない。

したがって、今後、さらに福祉用具の利用事例の収集等を行い、検証することによって、福祉用具給付の判断基準の追加や見直しを適宜行っていくものである。

【本基準の見方】

福祉用具の種目(品目)毎に、「福祉用具の解説」、「使用が想定しにくい状態像」「使用が想定しにくい要介護度」、を示す。一部の福祉用具については「併用して使用することが想定しにくい福祉用具」を記載している。

1. 車いす

福祉用具の解説を記載

1.1 自走用標準型車いす

要介護者等が自ら手でハンドリムを操作したり、足で床を蹴って移動する車いす。車いすでの長時間にわたる活動を保障するため、・・・・。

使用が想定しにくい状態像

使用が想定しにくい状態像を認定調査項目及び利用者の心身の状況により選択された選択肢別に記載。※

歩行：つかまらないでできる

【考え方】

車いすは歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。従って、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

福祉用具の特性から使用が想定しにくい要介護状態区分を記載※

要支援

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。従って、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

1. 車いす

1.1 自走用標準型車いす

自走用標準型車いすは、要介護者等が自ら手でハンドリムを操作したり、足で床を蹴って移動したりする福祉用具である。車いすでの長時間にわたる活動を保障するため、座位の基盤となる座(シート)、背もたれの機能に配慮し、上肢や体幹の運動を制限することなく骨盤を安定して支持できるものを選ぶ必要がある。また、乗り移りや車いすでの作業をしやすくするために、ひじ当てやレッグサポートの形式や形状に注意を払うことも重要である。

なお、手で操作する場合は操作しやすい位置にハンドリムがくるものを、足で床を蹴って移動する場合は蹴りやすいシート高のものを選ぶ必要がある。適正な身体支持が得られる範囲なら、できるだけコンパクトなものの方が狭いところでの移動が行いやすくなる。持ち運びにはできるだけ軽量でコンパクトに収納できるものが便利である。

使用が想定しにくい状態像

歩行：つかまらないでできる

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

1.2 普通型電動車いすの場合

電動車いすは、自走用標準型車いすを操作することが難しい人が、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。電動車いすには標準型とリクライニングや座席昇降などの多機能なものがある。また、車載などに有利な折りたたみや分解ができる軽量型の電動車いすもあるため、用途に合わせた選択が可能である。

■ 使用が想定しにくい状態像

- 歩行：つかまらないでできる
- 短期記憶：できない

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

普通型電動車いすは、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。したがって、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合は、電動車いすの安全な操作方法を習得することは困難と考えられることから、使用は想定しにくい。

■ 使用が想定しにくい要介護度

- 要支援
- 要介護5

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合の多い「要介護5」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

1. 3 介助用標準型車いす

介助用標準型車いすは、移動に必要な操作を介助者が行う福祉用具である。通常ハンドリムはなく、全体をコンパクトにするため、後輪には径が小さな車輪(12～18インチ)が用いられている。多くは手押しグリップに介助用ブレーキレバーがついている。

要介護者等が安定した座位がとれず、姿勢が崩れやすい場合には身体支持に直接関わる座、背もたれ、ひじ当て、レッグサポートなどの座位保持機能に配慮して選ぶ必要がある。また、必要な場合にはティルトやリクライニング機能を検討する必要がある。乗り移りに介助が必要な場合にはひじ当てやレッグサポートが脱着式又は外方折りたたみ式のものを選ぶと便利ことが多い。また、持ち運びにはできるだけ軽量でコンパクトに収納できるものが便利である。

■ 使用が想定しにくい状態像

歩行：つかまらないでできる

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

■ 使用が想定しにくい要介護度

要支援

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

2. 車いす付属品

車いす付属品は、車いす及び電動車いすに関する付属品である。車いすの座又は背もたれに置いて使用するクッション又はパッド、電動補助装置、テーブル、ブレーキ等がある。

使用が想定しにくい状態像

- 併用している車いす(自走用標準型、介助用標準型、普通型電動)と同様
但し、自操用の電動補助装置は、普通型電動車いすと同様

使用が想定しにくい要介護度

- 併用している車いす(自走用標準型、介助用標準型、普通型電動)と同様
但し、自操用の電動補助装置は、普通型電動車いすと同様

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

3. 特殊寝台

特殊寝台は、分割された床板が可動することにより、起き上がり等の動作を補助する福祉用具で、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が身体を痛める危険性を避けるためにも用いられる。

福祉用具としては比較的大きなスペースを必要とするものであり、部屋の形態、出入口の位置、起き上がる方向など、動作の仕方を考慮して配置を決めることが重要である。

また、マットレスやサイドレールなどの付属品によって、背上げや膝上げ、高さ調整機能が阻害されることがないように、適応機種を確認する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がりがつかまらないでできる場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がりの動作が可能な場合が多い「要支援」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4. 特殊寝台付属品

4.1 サイドレール

サイドレールは、要介護者等の転落予防や寝具のずれ落ち予防を目的として、多くは特殊寝台のフレームに差し込んで使用する福祉用具である。著しい不随意運動が見られる場合は、格子状の部分に挟まれないようにカバーがついたタイプや板状のタイプを使用する必要がある。寝室における特殊寝台の位置、要介護者等の起き上がりやすい方向や車いす配置などを考慮し、特殊寝台に対する取付け位置や本数を決定する必要がある。

なお、サイドレールは体重を支えるように設計されたものではないため、起き上がり、立ち上がり、車いすへの移乗動作等に使用することは危険であり、このような場合は、ベッド用手すりを利用すべきである。

使用が想定しにくい状態像

寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

サイドレールは、特殊寝台からの転落防止や寝具のズレ落ちを防ぐために使用するものである。見守り、支えがあれば移動等に関連する動作が可能な場合には、特殊寝台からの転落や寝具のズレ落ちを自ら防ぐことができると考えられる。なお、起き上がりや立ち上りの支えとしてサイドレールを使用することは危険を伴うため、使用すべきでない。

使用が想定しにくい要介護度

特殊寝台と同様

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4.2 マットレス

マットレスは、特殊寝台上で要介護者等の身体を支える福祉用具である。特殊寝台の動きに追従する柔軟性が要求される一方で、身体の沈み込みによって、寝返りなどの動作がしにくくなることを避けるためには、ある程度の硬さが必要となる。したがって、要介護者等の身体機能に合わせた硬さを基準として、「好みの硬さ」といった嗜好的な要素を総合的に判断して選定する必要がある。また、身体機能の低下などにより体圧分散効果を重視する必要がある場合には、床ずれ防止用具などの使用を検討する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

特殊寝台と同様

使用が想定しにくい要介護度

特殊寝台と同様

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4.3 ベッド用手すり

ベッド用手すりは、起き上がり、立ち上がり、車いすへの移乗動作を補助することを目的とした福祉用具である。寝室における特殊寝台の位置、起き上がりやすい方向や車いすの配置などを考慮して、取り付け位置を決定する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

特殊寝台と同様

使用が想定しにくい要介護度

特殊寝台と同様

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4.4 テーブル

テーブルは、主に食事などの動作(あるいは介助動作)を特殊寝台上で容易に行うための小型の作業台である。サイドレールに挟んで使用するサイドレール取り付け式テーブルは、必要なときだけ取り付けて使用できるため、収納が容易であるが、高さの調節はできない。また、自在輪がついた脚部をもつスタンド式テーブルは、適度な高さに調節して特殊寝台の上に差しかけて使用できるが、特殊寝台の傍らにスタンドを抜き差しできるだけのスペースが必要となる。したがって、特殊寝台を配置するスペースや要介護者等あるいは介護者が作業を行う姿勢を念頭においてタイプを選択する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

特殊寝台と同様

使用が想定しにくい要介護度

特殊寝台と同様

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

4.5 スライディングボード・スライディングマット

スライディングボード・スライディングマットは、座位で特殊寝台から車いす等へ移乗する際、臀部が滑りやすいように、また間隙や突起物などの障壁を越えやすいように、特殊寝台と車いすの間に敷いて使用する福祉用具である。多くはプラスチック製であるが、木製もある。使用にあたっては、車いすのひじ当てをデスクタイプにする、又は脱着できるようにするなど環境を整えることも必要である。

使用が想定しにくい状態像

- 歩行：つかまらないでできる
- 立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

スライディングボード・スライディングマットは、座位で特殊寝台から車いす等へ移乗する際、臀部が滑りやすいように、また間隙や突起物などの障壁を越えやすいようにする福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる、立ち上がりがつかまらないでできる場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- 特殊寝台と同様

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

5. 床ずれ防止用具

床ずれ防止用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。体圧の分散は、寝返りなどの動作に対する反力を吸収することになるため、利用者の寝返り等の動作能力に合わせて、導入時期と体圧分散効果の度合いを評価することが重要である。また、床ずれ防止は単に圧力の問題だけではなく、皮膚の摩擦、尿などの漏れ、栄養状態などが大きく関与するため、これらに対する対策も十分に検討する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

寝返り：つかまらないでできる

【考え方】

床ずれ防止用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。したがって、つかまらないで寝返りなどの動作が可能な場合、自らの力で体圧分散を図ることができるため、使用が想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

要介護1

床ずれ防止用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。「要支援」、「要介護1」の場合、寝返りが可能な場合が多く、自らの力で体圧分散を図ることができるため、使用が想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

6. 体位変換器

体位変換器は、てこの原理を応用したり、体と床面の摩擦抵抗を少なくしたりすることで、寝返りなどの姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。動力を用いて周期的な寝返りを促す機種もあるが、介護者の状況と要介護者等の身体機能を総合的に評価して選定することが重要である。

使用が想定しにくい状態像

寝返り：つかまらないでできる

【考え方】

体位変換器は、寝返りなど姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。したがって、寝返りがつかまらないでできる場合、自らの力で姿勢変換を行うことができるため、体位変換器の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

要支援

要介護1

体位変換器は、寝返りなど姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。したがって、「要支援」、「要介護1」の場合、寝返りが可能な場合が多く、自らの力で姿勢変換を行うことができるため、使用が想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

7. 手すり

手すりは、立ち上がり、歩行、姿勢の変換時などにこれを握ったり、手や腕をのせて使用したりする福祉用具で、体重を支えてバランスを保持することを目的としている。したがって、寝返り、起き上がり、座位保持、歩行などの場面で、手すりの握り方、力のかけ方(押すあるいは引く)を十分に検討することが重要である。

使用が想定しにくい状態像 特になし**使用が想定しにくい要介護度** 特になし

8. スロープ

スロープは、主に車いすや歩行器(車輪付き)のように車輪のついた用具を使用する際に有効な段差解消の福祉用具である。玄関の上がりかまちや段差、自動車への乗り込み等には板状のものやレール状のものが、また、敷居のような数センチ程度の段差を解消するには三角板が有効である。

使用が想定しにくい状態像 特になし**使用が想定しにくい要介護度** 特になし

9. 歩行器

歩行器は、杖に比べて大きな支持性・安定性を必要とする人に利用され、車輪がないものと脚部に車輪を有しているものに大別される。

基本的には、そのフレームの中に立って、車輪のない歩行器では両側のパイプを握り、車輪を有している歩行器では手掌(手のひら)や前腕部で支持して操作するものである。杖に比べて大きな用具であるため、寄りかかっても大丈夫のように見えるが、杖と同様に、手掌(手のひら)や前腕部でしっかりと上から押さえるようにして体重を支える必要がある。

利用する際には、両手が使用できること、立位で歩行器を操作するためのバランス機能があることを確認する必要がある。

また、一般家屋で使用する場合は、廊下の通行幅はもとより、方向転換をするためのスペースが必要となるため、使用する環境と用具の大きさを考慮する必要がある。

使用が想定しにくい状態像

特になし

使用が想定しにくい要介護度

特になし

10. 歩行補助つえ

歩行補助つえは、①歩行時の患側下肢にかかる荷重(体重)の免荷(完全免荷・部分免荷)、②歩行バランスの調整、③歩行パターンの矯正、④歩行速度と耐久性の改善、⑤心理的な支えなどを目的として、一般的には、杖の握り手を把持して体重を支えるように使用する福祉用具である。

杖の種類には、多点杖、エルボークラッチ、ロフトランドクラッチ、腋窩支持クラッチ(松葉杖)があり、利用する人が必要とする「免荷の程度」や「手の機能」に合わせた杖を選択する必要がある。また、最近ではアルミ合金を用いて軽量化が図られているが、常時、携帯して使用することを考慮すれば、①丈夫であること、②軽いこと、③デザインに優れていることなども選定の条件である。

使用が想定しにくい状態像

特になし

使用が想定しにくい要介護度

特になし

11. 認知症老人徘徊感知機器

認知症老人徘徊感知機器は、認知症高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出ようとすることを家族や介護者に知らせる福祉用具である。認知症老人徘徊感知機器には、小型の機器を携帯する携帯装置タイプと、特定の場所を人が通過することを感知するエリア感知タイプがある。

使用が想定しにくい状態像

- 移動：全介助
- コミュニケーション等に関連する項目(視力、聴力を除く)：以下の全てに該当
 意思の伝達：調査対象者が意志を他者に伝達できる
 介護者の指示への反応：介護者の指示が通じる
 記憶・理解(全ての項目について)：できる
- 認知症の周辺症状：ない

【考え方】

認知症老人徘徊感知機器は、認知症高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出るのを家族や介護者に知らせる福祉用具である。したがって、移動が全介助である場合や認知症の症状がない場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- 要支援 要介護5
- 認知症老人徘徊感知機器は、認知症高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出るのを家族や介護者に知らせる福祉用具である。したがって、認知症の症状がほとんどないと思われる「要支援」、移動が全介助の場合が多い「要介護5」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

12. 移動用リフト

12.1 床走行式リフト

床走行式リフトは、水平方向の移動を自在輪で行うため、室内を自由に移動して使用する福祉用具である。しかし、畳や毛足の長い絨毯上では使い方に工夫が必要となる。

使用が想定しにくい状態像

- 移乗：自立又は見守り等
- 立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

床走行式リフトは、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- 要支援
- 要介護1
- 要介護2

床走行式リフトは、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援」、「要介護1」、「要介護2」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

12. 2 固定式リフト

固定式リフトは、居室、浴室などに設置して使用するものと、浴槽、ベッドなど各種の機器に設置して使用するものがある。

居室、浴室などに設置して使用するものには、家屋に直接固定する場合と、壁面への突っ張りなどで固定する場合がある。浴室に設置することで、脱衣室から浴槽まで吊り上げで移乗を補助する機種もあり、この場合には浴室の大きな改造をせずに入浴を可能にすることができる。

浴槽、ベッドなど各種の機器に設置して使用するものは、設置場所の周辺での使用に限定されるが、比較的簡易に設置できる。

■ 使用が想定しにくい状態像

- 移乗：自立又は見守り等
- 立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

固定式リフト(浴槽に固定設置し、上下方向にのみ移動するものを除く。)は、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

■ 使用が想定しにくい要介護度

- 要支援
- 要介護1
- 要介護2

固定式リフト(浴槽に固定設置し、上下方向にのみ移動するものを除く。)は、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援」、「要介護1」又は「要介護2」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

12.3 据置式リフト

据置式リフトは、床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させる福祉用具である。

寝室のベッドの上などにやぐらを組みレールの範囲内で移動を可能にするリフト、床面が昇降することによって段差を解消する段差解消機、座面が昇降することによって立ち上がりを補助する椅子などがある。

■ 使用が想定しにくい状態像

- 移乗：自立又は見守り等
- 立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

据置式リフト(立ち上がり補助椅子、段差解消機を除く。)は、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

■ 使用が想定しにくい要介護度

- 要支援
- 要介護1
- 要介護2

据置式リフト(立ち上がり補助椅子、段差解消機を除く。)は、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援」、「要介護1」又は「要介護2」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

13. 腰掛便座

腰掛便座は、主にトイレで使用する福祉用具である。「排泄はトイレでする」のが基本であるが、トイレまでの移動はできても、座ったり立ち上がったりすることが困難な場合に使用する福祉用具である。

腰掛便座には、①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの、②洋式便器の上に置いて高さを補うもの、③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの、④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器がある。便座、バケツ等からなり、移動可能である便器は、主にベッドサイドで使用する福祉用具である。

使用が想定しにくい状態像

座位保持：できない

「便座、バケツ等からなり、移動可能である便器」

歩行：つかまらないでできる

移動：自立

【考え方】

腰掛便座は、座ったり立ち上がったりすることが困難なためにトイレを利用することが困難な時に使用する福祉用具である。したがって、座位保持ができない場合の使用は想定しにくい。

また、便座、バケツ等からなり、移動可能である便器については、主にベッドサイドで使用するものである。したがって、移動等が自立している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

「便座、バケツ等からなり、移動可能である便器」

要支援

便座、バケツ等からなり、移動可能である便器については、主にベッドサイドで使用する福祉用具である。したがって、移動が自立している場合の多い「要支援」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

14. 特殊尿器

特殊尿器は、ベッドから離れることができない場合に使用する福祉用具である。センサーで尿を検知し真空方式で尿を吸引するものである。

■ 使用が想定しにくい状態像

排尿：自立

【考え方】

特殊尿器は、尿を自動的に吸引するための福祉用具である。したがって、排尿が自立している場合の使用は想定しにくい。

■ 使用が想定しにくい要介護度

特になし

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

15. 入浴補助用具

入浴補助用具は、入浴時の座位保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする福祉用具である。

■ 使用が想定しにくい状態像

特になし

■ 使用が想定しにくい要介護度

特になし

■ 併用して使用することが想定しにくい福祉用具

簡易浴槽

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。入浴補助用具は、一般浴槽の利用が前提となるため、簡易浴槽との併用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

16. 簡易浴槽

簡易浴槽は、ポータブル浴槽とも呼ばれる福祉用具で、居室などで入浴を行うもので、取水又は排水のために工事を伴わないものである。

使用が想定しにくい状態像

- 歩行：つかまらないでできる
- 移動：自立

【考え方】

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。したがって、屋内での移動が自立している場合には一般浴槽の利用が可能が多く、使用が想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- 要支援

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。したがって、歩行や移動が自立している場合の多い「要支援」での使用は想定しにくい。

併用して使用することが想定しにくい福祉用具

- 入浴補助用具

入浴補助用具は、主に浴槽への出入り等の補助を目的とする福祉用具である。簡易浴槽は一般浴槽の利用が困難な人が使用する場合が多いため、入浴補助用具との併用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

17. 移動用リフトのつり具の部分

移動用リフトのつり具とは、リフトを使用するときには身体を包み込んで持ち上げる部分である。身体機能、使用場面、介護者の状況などに応じて種類を選択する必要がある。

■ 使用が想定しにくい状態像

床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフトと同様

■ 使用が想定しにくい要介護度

床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフトと同様

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

(参考)

要介護度別索引

1. 要支援

使用が想定しにくい福祉用具

- 【貸与】 自走用標準型車いす
- 【貸与】 普通型電動車いす
- 【貸与】 介助用標準型車いす
- 【貸与】 車いす付属品
- 【貸与】 特殊寝台
- 【貸与】 特殊寝台付属品
- 【貸与】 床ずれ防止用具
- 【貸与】 体位変換器
- 【貸与】 認知症老人徘徊感知機器
- 【貸与】 移動用リフト(浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。)
- 【購入】 腰掛便座(便座、バケツ等からなり、移動可能である便器)
- 【購入】 簡易浴槽
- 【購入】 移動用リフトのつり具の部分

【考え方】

「要支援」では、寝返り、歩行、立ち上がり等が自立している要介護者等が多く、上記の用具を必要とする場合は想定しにくい。

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

- ①座位保持：できない
 - 【購入】 腰掛便座(便座、バケツ等からなり、移動可能である便器を除く。)
- ②排尿：自立
 - 【購入】 特殊尿器

2. 要介護1

使用が想定しにくい福祉用具

- 【貸与】床ずれ防止用具
- 【貸与】体位変換器
- 【貸与】移動用リフト(浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。)
- 【購入】移動用リフトのつり具の部分

【考え方】

「要介護1」では、寝返り、起き上がり、歩行、移乗等が、自立又は見守り等によって可能な場合が多く、上記の用具を必要とする場面は想定しにくい。

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

- ①寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる
 - 【貸与】特殊寝台
 - 【貸与】特殊寝台付属品
- ②座位保持：できない
 - 【購入】腰掛便座
- ③歩行：つかまらないでできる
 - 【貸与】自走用標準型車いす
 - 【貸与】普通型電動車いす
 - 【貸与】介助用標準型車いす
 - 【貸与】車いす付属品
 - 【貸与】特殊寝台付属品(スライディングボード・スライディングマット)
 - 【購入】腰掛便座(便座、バケツ等からなり、移動可能である便器)
 - 【購入】簡易浴槽
- ④移動：自立
 - 【購入】腰掛便座(便座、バケツ等からなり、移動可能である便器)
 - 【購入】簡易浴槽
- ⑤移動：全介助
 - 【貸与】認知症老人徘徊感知機器
- ⑥立ち上がり：つかまらないでできる
 - 【貸与】特殊寝台付属品(スライディングボード・スライディングマット)

- ⑦排尿：自立
 - 【購入】 特殊尿器
- ⑧コミュニケーション等に関連する項目(視力、聴力を除く)が自立している
 - 【貸与】 認知症老人徘徊感知機器
- ⑨短期記憶：できない
 - 【貸与】 普通型電動車いす
 - 【貸与】 車いす付属品(普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置)
- ⑩認知症の周辺症状：ない
 - 【貸与】 認知症老人徘徊感知機器

3. 要介護2

使用が想定しにくい福祉用具

【貸与】 移動用リフト(浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。)

【購入】 移動用リフトのつり具の部分

【考え方】

「要介護2」では、歩行、移乗等が、自立又は見守り等によって可能な場合が多く、上記の用具を必要とする場面は想定しにくい。

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

①寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

【貸与】 特殊寝台

【貸与】 特殊寝台付属品

②寝返り：つかまらないでできる

【貸与】 床ずれ防止用具

【貸与】 体位変換器

③座位保持：できない

【購入】 腰掛便座

④歩行：つかまらないでできる

【貸与】 自走用標準型車いす

【貸与】 普通型電動車いす

【貸与】 介助用標準型車いす

【貸与】 車いす付属品

【貸与】 特殊寝台付属品(スライディングボード・スライディングマット)

【購入】 腰掛便座(便座、バケツ等からなり、移動可能である便器)

【購入】 簡易浴槽

⑤移動：自立

【購入】 腰掛便座(便座、バケツ等からなり、移動可能である便器)

【購入】 簡易浴槽

⑥移動：全介助

【貸与】 認知症老人徘徊感知機器

- ⑦立ち上がり：つかまらないでできる
 - 【貸与】 特殊寝台付属品(スライディングボード・スライディングマット)
- ⑧排尿：自立
 - 【購入】 特殊尿器
- ⑨コミュニケーション等に関連する項目(視力、聴力を除く。): 全て自立
 - 【貸与】 認知症老人徘徊感知機器
- ⑩短期記憶：できない
 - 【貸与】 普通型電動車いす
 - 【貸与】 車いす付属品(普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置)
- ⑪認知症の周辺症状：ない
 - 【貸与】 認知症老人徘徊感知機器

4. 要介護3

使用が想定しにくい福祉用具

 特になし

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

- ①寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる
- 【貸与】 特殊寝台
 - 【貸与】 特殊寝台付属品
- ②寝返り：つかまらないでできる
- 【貸与】 床ずれ防止用具
 - 【貸与】 体位変換器
- ③座位保持：できない
- 【購入】 腰掛便座
- ④歩行：つかまらないでできる
- 【貸与】 自走用標準型車いす
 - 【貸与】 普通型電動車いす
 - 【貸与】 介助用標準型車いす
 - 【貸与】 車いす付属品
 - 【貸与】 特殊寝台付属品(スライディングボード・スライディングマット)
 - 【購入】 腰掛便座(便座、バケツ等からなり、移動可能である便器)
 - 【購入】 簡易浴槽
- ⑤移乗：自立または見守り等
- 【貸与】 移動用リフト(浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。)
 - 【購入】 移動用リフトのつり具の部分
- ⑥移動：自立
- 【購入】 腰掛便座(便座、バケツ等からなり、移動可能である便器)
 - 【購入】 簡易浴槽
- ⑦移動：全介助
- 【貸与】 認知症老人徘徊感知機器
- ⑧立ち上がり：つかまらないでできる
- 【貸与】 特殊寝台付属品(スライディングボード・スライディングマット)

- ⑨立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる
- 【貸与】 移動用リフト(浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。)
 - 【購入】 移動用リフトのつり具の部分
- ⑩排尿：自立
- 【購入】 特殊尿器
- ⑪コミュニケーション等に関連する項目(視力、聴力を除く。)：全て自立
- 【貸与】 認知症老人徘徊感知機器
- ⑫短期記憶：できない
- 【貸与】 普通型電動車いす
 - 【貸与】 車いす付属品(普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置)
- ⑬認知症の周辺症状：ない
- 【貸与】 認知症老人徘徊感知機器

5. 要介護4

使用が想定しにくい福祉用具

 特になし

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

- ①寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる
- 【貸与】 特殊寝台
 - 【貸与】 特殊寝台付属品
- ②寝返り：つかまらないでできる
- 【貸与】 床ずれ防止用具
 - 【貸与】 体位変換器
- ③座位保持：できない
- 【購入】 腰掛便座
- ④歩行：つかまらないでできる
- 【貸与】 自走用標準型車いす
 - 【貸与】 普通型電動車いす
 - 【貸与】 介助用標準型車いす
 - 【貸与】 車いす付属品
 - 【貸与】 特殊寝台付属品(スライディングボード・スライディングマット)
 - 【購入】 腰掛便座(便座、バケツ等からなり、移動可能である便器)
 - 【購入】 簡易浴槽
- ⑤移乗：自立又は見守り等
- 【貸与】 移動用リフト(浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。)
 - 【購入】 移動用リフトのつり具の部分
- ⑥移動：自立
- 【購入】 腰掛便座(便座、バケツ等からなり、移動可能である便器)
 - 【購入】 簡易浴槽
- ⑦移動：全介助
- 【貸与】 認知症老人徘徊感知機器
- ⑧立ち上がり：つかまらないでできる
- 【貸与】 特殊寝台付属品(スライディングボード・スライディングマット)

- ⑨立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる
- 【貸与】 移動用リフト(浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。)
 - 【購入】 移動用リフトのつり具の部分
- ⑩排尿：自立
- 【購入】 特殊尿器
- ⑪コミュニケーション等に関連する項目(視力、聴力を除く。)：自立している
- 【貸与】 認知症老人徘徊感知機器
- ⑫短期記憶：できない
- 【貸与】 普通型電動車いす
 - 【貸与】 車いす付属品(普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置)
- ⑬認知症の周辺症状：ない
- 【貸与】 認知症老人徘徊感知機器

6. 要介護5

使用が想定しにくい福祉用具

- 【貸与】 普通型電動車いす
- 【貸与】 車いす付属品(普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置)
- 【貸与】 認知症老人徘徊感知機器

【考え方】

「要介護5」では、移動や歩行ができない、あるいは重度の認知症症状のため短期記憶等が著しく障害されている場合が多く、上記の用具を必要とする場合は想定しにくい。

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

- ①寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる
 - 【貸与】 特殊寝台
 - 【貸与】 特殊寝台付属品
- ②寝返り：つかまらないでできる
 - 【貸与】 床ずれ防止用具
 - 【貸与】 体位変換器
- ③座位保持：できない
 - 【購入】 腰掛便座
- ④歩行：つかまらないでできる
 - 【貸与】 自走用標準型車いす
 - 【貸与】 介助用標準型車いす
 - 【貸与】 車いす付属品(普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置を除く)
 - 【貸与】 特殊寝台付属品(スライディングボード・スライディングマット)
 - 【購入】 腰掛便座(便座、バケツ等からなり、移動可能である便器)
 - 【購入】 簡易浴槽
- ⑤移乗：自立又は見守り等
 - 【貸与】 移動用リフト(浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。)
 - 【購入】 移動用リフトのつり具の部分
- ⑥移動：自立
 - 【購入】 腰掛便座(便座、バケツ等からなり、移動可能である便器)

| | | |
|--|---|--|
| | <div data-bbox="316 347 1273 683" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【購入】簡易浴槽 ⑧立ち上がり：つかまらないでできる <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【貸与】特殊寝台付属品(スライディングボード・スライディングマット) ⑨立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【貸与】移動用リフト(浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。) <input type="checkbox"/> 【購入】移動用リフトのつり具の部分 ⑩排尿：自立 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 【購入】特殊尿器 </div> | |
|--|---|--|

講師プロフィール

昭和52年、愛知県生まれ 介護福祉士、介護支援専門員

京都大学経済学部卒業後、平成2年、特別養護老人ホームに介護職として勤務
 社会福祉法人、医療法人にて、生活相談員、グループホーム、居宅ケアマネジャー、
 有料老人ホーム、小規模多機能等の管理者、新規開設、法人本部の仕事に携わる
 15年間の現場経験を経て、平成7年4月「介護現場をよくする研究・活動」を目的として独立



著書、雑誌連載多数。講演、コンサルティングは年間100回を超える

4児の父、趣味はクラシック音楽

ブログ、facebookはほぼ毎日更新中、日刊・週刊のメールマガジンを配信

Zoomセミナー、動画講座、YouTubeでも配信中、13年目になる「介護の読書会」主催

天晴れ介護サービス総合教育研究所<https://www.appare-kaigo.com/> 「天晴れ介護」で検索

- HMS介護事業コンサルタント ■C-M-A-S介護事業経営研究会スペシャリスト
- 全国有料老人ホーム協会 研修委員 ■日本福祉大学 社会福祉総合研修センター 兼任講師
- 稲沢市介護保険事業計画策定委員会 地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会委員
- 出版実績：日総研出版、中央法規出版、ナツメ社、メディカ出版、その他多数
- 平成20年第21回G Eヘルスケア・エッセイ大賞にてアーリー・ヘルス賞を受賞
- 榊原宏昌メールアドレス sakakibara1024@gmail.com

Copyright (c)hiromasa sakakibara.Allrights reserved.

2

介護現場をよくする研究・活動



- facebook、ブログ等を毎日更新、情報発信
- 天晴れ介護サービス総合教育研究所 YouTube チャンネル 週1～2回動画配信
- メルマガ(日刊:介護の名言、週刊:介護現場をよくする研究&活動通信)
- 以上の情報はHP(「天晴れ介護」で検索)よりどうぞ

Copyright (c)hiromasa sakakibara.Allrights reserved.

3

天晴れ介護サービス「ACGs」!

APPARE CARE SERVICE GOALS

ACGs(APPARE CARE SERVICE GOALS)2023年版

天晴れ介護サービスが考える「介護現場をよくする21のテーマ」法人経営と介護現場が一体となって取り組もう!

21テーマ+プレ講座+中間+終わりに=24講座(1月2講座の1年シリーズ)

| | | | | | | | |
|------|---------------|--------------------------|----------------------|-------------------------------|--------------------------|------------------------|-----------------------------|
| 個別ケア | 1 健康管理 | 2 ADLの自立 重複化予防 | 3 IADLの 支援 | 4 認知症 症状の緩和 進行予防 | 5 社会交流 意欲・楽しみ | 6 介護者支援 | 7 対人 援助職の 基本姿勢 |
| | 事務所運営 | 8 環境整備 | 9 接遇マナー | 10 生活の 安定・安全 | 11 喜び 楽しみ | 12 家族・地域 | 13 事務所の 維持 |
| | | 法人経営 | 14 チーム | 15 行政対応 地域分析 | 16 事業 サービス | 17 収支 | 18 人事組織 |
| | | | | | 20 指導 育成 管理 | 21 事業計画 目標達成 | |

colored by bridge link plus

Copyright (c)hiromasa sakakibara.Allrights reserved.

4

著書・雑誌連載

Copyright (c)hiromasa sakakibara.Allrights reserved.

5

天晴れ介護サービスのコンテンツ

| 飲食店で言えば... | 天晴れ介護サービスのコンテンツ |
|------------------------|---|
| グランドメニュー(通常・単品) | ・ 定例セミナー |
| 特別メニュー (おススメ期間限定) | ・ ゲスト講師編 ・ その時々ホットなテーマ |
| 月替わりのシリーズメニュー | ・ ACGs2023(天晴れ介護サービスの1テーマ) ・ 工藤さんのコミュニケーション講座 ・ 介護職向け講座 ※年間申込で割引あり |
| コースメニュー (少人数、プレミアム) | ・ 進塾(面談スキル向上講座) ・ 管理職養成コース ・ 稼働率&サービス向上コース ・ 人材確保・育成・定着コース ・ 相談援助職ケアマネ養成コース ※5カ月間、少人数制、トレーニング&課題あり |
| 会食プラン | ・ 月1回ケアラズクラブQAセッション ・ 月1回グループコンサルティング ・ 月2回PDCAグループコンサルティング ※会員限定 |

Copyright (c)hiromasa sakakibara.Allrights reserved.

46

赤本・青本・緑本通読セミナー(一部)

| サービス種別 | 内容・収録月 |
|-----------------|--------------------------|
| 居宅介護支援 | 運営基準編/介護報酬編(2022年2月収録) |
| 特定施設入居者生活介護 | 運営基準編/介護報酬編(2022年4月収録) |
| 訪問介護 | 運営基準編/介護報酬編(2022年5月収録) |
| (地域密着型)通所介護 | 運営基準編/介護報酬編(2022年7月収録) |
| 小規模多機能型居宅介護 | 運営基準編/介護報酬編(2022年8月収録) |
| 認知症対応型共同生活介護 | 運営基準編/介護報酬編(2022年9月収録) |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 運営基準編/介護報酬編(2022年10月収録) |
| 定期巡回随時対応型訪問介護看護 | 運営基準編/介護報酬編(2022年11月収録) |
| (地域密着型)介護老人福祉施設 | 運営基準編/介護報酬編(2022年12月収録) |
| 福祉用具貸与・販売等 | 運営基準編/介護報酬編(2023年1月収録予定) |
| 認知症対応型通所介護 | 運営基準編/介護報酬編(2023年2月収録予定) |
| 総合事業 | 運営基準編/介護報酬編(2023年3月収録予定) |
| 介護予防支援 | 運営基準編/介護報酬編(2023年4月収録予定) |
| 介護老人保健施設 | 運営基準編/介護報酬編(2023年5月収録予定) |
| 通所リハビリテーション | 運営基準編/介護報酬編(2023年6月収録予定) |
| 介護医療院 | 運営基準編/介護報酬編(2023年7月収録予定) |

Copyright (c)hiromasa sakakibara.Allrights reserved.

41